

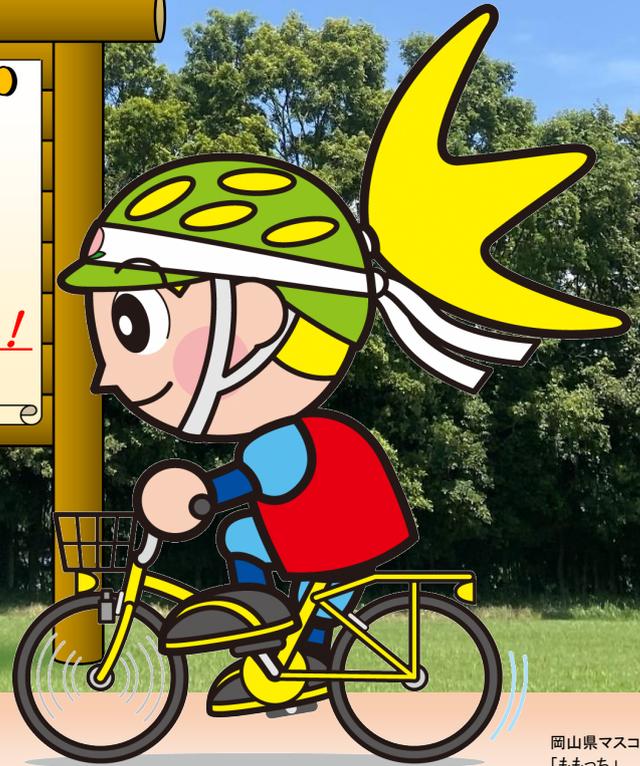
岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行されました。

(岡山県自転車条例)

令和6年3月22日施行

🚲 自転車の利用は
ルールを守って安全に！

🚲 **令和6年10月1日から
自転車保険(※)の加入義務化！**



岡山県マスコット
「ももっち」

自転車の安全利用

(※)自転車保険(自転車損害賠償責任保険等)～自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいいます。

自転車貸付業者(注)の方は、自転車の安全で適正な利用の促進に関して、次のことに努めましょう。

【いずれも努力義務】

- 貸出の機会を通じた、利用者への声掛け、ポスターの掲示、チラシ配布等による自転車の安全で適正な利用の促進に関する情報の提供
- 貸出自転車の点検整備

(注)自転車貸付業者への該当性については、有償・無償に関係なく、反復継続して利用者に自転車を貸し付けているかどうかで判断されます。レンタサイクル・シェアサイクル事業者はもとより、シェアサイクルを運営する市町村や継続的にレンタサイクルのサービスを行うホテル等も対象になります。

友人同士の自転車の貸し借りなど一時的な自転車のレンタルで、反復継続性が想定されないようなものは対象外です。

自転車保険への加入義務化等

令和6年10月1日スタート！

- 自転車利用者が加害者となる交通事故で、相手を死亡させたり重大なケガを負わせたことにより、裁判で1億円近い賠償を命じられるなどの高額賠償事例が多数出ています。
- 万が一の加害事故に備えて、自転車利用者(未成年の場合は保護者)・自転車を事業に用いる事業者・自転車貸付事業者の方は、自転車保険への加入が必要です。
- 自転車貸付事業者の方は、自転車を貸し出すときには、利用者に対して、その自転車の利用に係る自転車保険の内容についての情報を提供するよう努めましょう。

【努力義務】

情報提供をすることにより、利用者が条例に違反していないことの確認につながるとともに、利用者への自転車保険への加入の必要性の周知につながります。

自転車
保険



岡山県マスコット「うらっち」

※ 岡山市では、令和3年4月に「岡山市自転車の安全で適正な利用を促進するための条例」が施行されており、同条例により、自転車利用者等の自転車保険への加入義務等が定められています。同条例中に、岡山県自転車条例で定める規定に相当する規定がある場合は、岡山市では、岡山県自転車条例の規定は適用されません。

